

**日本語教育能力の判定に関する検討事項****1. 資格の目的・意義**

- (1) 日本語教師の質の向上のための課題解決の方策
- (2) 日本語教師の資格創設が課題解決に最も有効である理由
- (3) 日本語教師の資格制度の目的

**2. 資格の名称・有効期限**

- (1) 資格の名称
- (2) 資格取得（登録）の要件（試験＋教育実習＋その他）
- (3) 登録の方法・体制
- (4) 資格に有効期限を設けるかどうか
- (5) 資格の更新要件を設けるかどうか
- (6) 欠格事由

**3. 試験の内容**

- (1) 試験が備えるべき要件
  - ・「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）」で示された「必須の教育内容」に基づくものとするかどうか
  - ・教育実習を必須とする場合、試験の内容に関する検討が必要となるか
- (2) 試験の実施方法・体制

**4. 試験の受験資格**

- (1) 誰でも受験できるかどうか

**5. 教育実習**

- (1) 教育実習を必須とすることとしてよいか
- (2) 教育実習の仕組み
- (3) 教育実習の要件・指導項目は「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）」に示された内容でよいか
- (4) 時間数を1単位（45単位時間以上）としてよいか
- (5) 教育実習の受入れ機関の確保のための措置
- (6) 養成課程・研修実施機関等の送り出し機関における指導の在り方
- (6) 教員免許取得者等の教育実習経験を有する者について配慮が必要か

## 6. その他の要件

- (1) 学歴や科目履修等について

## 7. 経過措置

- (1) 現行の法務省告示基準の教員要件を満たす者について、どのような措置を行うことが適当か
- (2) 新たな資格制度への移行に伴い、何らかの条件を設けるか

## 8. 試験の一部免除の導入の可能性

- (1) 資格要件として試験受験を必須とすることでよいか
- (2) 大学（主専攻・副専攻）・民間養成研修に、個別の試験一部免除を導入するか
- (3) 試験の一部免除を行う場合、一部免除を行う範囲について

## 9. 更新講習（仮）の考え方

- (1) 更新講習の実施等の仕組みの導入の可能性について
- (2) 更新講習の要件について
- (3) 教育内容について（例. 「必須の教育内容」の中から選択受講等）
- (4) 研修実施機関及び実施体制をどのようにするか

## 10. 現職の日本語教師（初任・中堅）・日本語教育コーディネーターに対する研修の推進・拡充

## 日本語教育能力の判定に関するワーキンググループの検討状況（案）

### 0. 現状と課題

#### (1) 日本語教育を取り巻く状況

- ・在留外国人が近年急増している
- ・日本の労働力人口は減少が続く見込み
- ・新たな在留資格（特定技能）の創設
- ・在留外国人は当面増加傾向が続くと見込まれる
- ・在留外国人の日本語能力は多様

#### (2) 日本語教育の必要性

- ・外国人が日本で日常生活及び社会生活を円滑に営むことができる環境の整備のため、日本語教育が求められている。
- ・外国人が日本で社会の一員として自立した生活を送るためには、一定の日本語能力を習得してもらう必要がある。
- ・日本語能力が不足する外国人が今後も一定数存在すると見込まれる
- ・日本語能力を更に伸ばしたいという外国人のニーズに応じていく必要性
- ・外国人に対する日本語教育は今後も必要

#### (3) 日本語教師を取り巻く現状

- ・日本語教師の人数，その内訳（常勤・非常勤・ボランティアの別，年齢層等）
- ・日本語教師の活動の場
- ・日本語教師の質を担保する仕組みが十分とは言えないのではないか
- ・日本語教師の養成の現状（人数，講座数等）

#### (4) 日本語教師の質を向上する必要性

- ・外国人の日本語教育に対するニーズは多様であるが，どのような教育の場でも教育の質を上げるためには日本語教師の質を上げることが不可欠
- ・一定の水準を満たした日本語学習機会が全国において得られるようにするためには，日本語教育を行う日本語教師の質の向上が急務
- ・外国人に対し，その希望，置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を提供するためには，一定の専門性が担保された日本語教育人材の確保が必要

#### (5) 日本語教師の質の向上のための課題

- ・日本語教師の類型化（養成・初任・中堅・日本語教育コーディネーター）
- ・養成課程や研修の教育内容及び質が均質でないため，養成された日本語教師の質にばらつきが生じている

- ・日本語教師の質を正面から担保する公的な仕組みがない
- ・日本語教師の質を担保する機能を代替している告示校の教員要件の見直し
- ・日本語教師が資質向上に向けた努力を行う際の目標やきっかけとなるような公的な仕組みがあると良い
- ・ボランティアとして日本語教育に携わっている者の資質向上のための課題
- ・日本語教師に対する研修機会の地域間格差がある
- ・大学や大学院等の高等教育機関における日本語教師養成課程が減少傾向にある

## 1. 資格の目的・意義

### (1) 日本語教師の質の向上のための課題解決の方策

- ・日本語教師の養成の仕組みに公的な位置づけを与え、社会的信頼性を高める
- ・教育実習を受けることが必要ではないか
- ・企業や事業者における就労のための日本語教育の担い手を確保し、質を向上する
- ・地域における「生活者としての外国人」の日本語教育に携わるボランティアの負担を軽減し、日本語学習環境の整備につながる
- ・日本語教師を専門的な職業として位置づけることにより、日本語教師養成の体制を強化し、業界全体の質の向上につなげる

### (2) 日本語教師の資格創設の必要性

- ・職業として日本語教師をしている者の資質向上のために考えられる方策を一つの仕組みで解決するためには、公的な資格制度を設けることが最も効果的
- ・日本語教師が資格となることで、職業としての社会的な認知が高まり、それにより日本語教師の社会的地位が向上することが期待できる。
- ・若い人たちが日本語教師を職業の一つとして捉えてもらうことにつながるのではないか。
- ・企業等が専門家としての日本語教師を雇用する際の判断基準を明確にするために資格の創設が有効かつ急務である。
- ・海外における日本語学習熱の高まりを受け、世界中で日本語教育の需要が増している。専門性を有する日本語教師を派遣することにより、海外での日本語のプレゼンスの向上に繋がる。
- ・日本が外国人材受入れを表明する上で、コミュニケーション支援の実施体制として有資格者による教育の質の担保は、受け入れる外国人及びその家族にとって大きな安心となる。

### (3) 日本語教師の資格制度の目的

- ・日本語教師の資格制度の目的を整理すると次のようになる
- a) 職業として日本語教師をしている者が自身の能力を証明することが容易になる
- b) 留学生等が日本語教育機関を選択する際の目安となる、安心できる
- c) 地方自治体や企業，学校等が日本語教育の専門家の協力を得る際の目安となる
- d) 職業として日本語教師をしている者や目指している者が自らの資質能力を向上させる際の目標やきっかけとなる
- e) 公的な資格とすることによって日本語教師の社会的地位が向上することに加え，日本語教師の社会的認知度が向上する。
- f) 公的な資格とすることによって海外の教育機関や企業が日本語教育の専門家の協力を得る際の目安となる
- g) 日本語教育の質の向上を通じて，外国人が我が国で活躍し，安心して生活できる基盤を構築する

## 2. 資格の名称・有効期限

### (1) 資格の名称

- ・「日本語教師」という名称は，社会的認知を維持・拡大するために残してはどうか。
- ・国内外の多様な機関で用いられるよう，例えば「公認日本語教師」としてはどうか。
- ・「公認日本語教師」と「日本語教師」が両立することになり，紛らわしくないか。
- ・海外でも活用できるよう，また外国人にも分かりやすく，英語の名称も同時に考えてはどうか。

### (2) 資格取得（登録）の要件（試験＋教育実習＋その他）

- ・試験合格者に教育実習の受講を必須要件とすることについては，良いのではないか。
- ・大学の場合，主専攻 45 単位以上と副専攻 26 単位以上とがあるが，両方を同一条件にするのはいかなものか。主専攻の場合は，試験免除で資格登録ができるようにしてはどうか。
- ・大学の日本語教師養成課程については，教育内容を含めて大学の裁量に任されている状況であり，ばらつきが大きい現状があることから，主専攻の課程に対して試験免除とすることは，資格の質の観点から適切ではないのではないか。
- ・公的な資格として位置づけるのであれば，等しく開かれた制度とすることが必要ではないか。

- ・日本語教師の質が問われている現状において、平成30年報告に示された資質・能力を判定するための資格とすることが重要ではないか。
- ・法務省告示校に在籍する留学生の大半が高等教育機関に進学を希望する者であることから、日本語教師の要件の一つとして、学士の要件を含めるべきではないか。
- ・海外に日本語教師として赴く際、ビザの要件として学士を求められる。日本語教師が教授職として海外で活躍する上で、国際標準の観点からも学士は必要ではないか。
- ・これからの時代、多様な国籍、ニーズ、背景を持つ外国人に教育者として向き合い、対応できる人材である日本語教師には、基礎的な教養は必須の力であり、大卒を要件とすることは適当である。
- ・資格として一定の専門性を担保する観点から学士相当とすることが適当ではないか。

### (3) 登録の方法・体制

- ・資格取得要件を満たす者を登録する制度を定めてはどうか。

### (4) 資格に有効期限を設けるかどうか

### (5) 資格の更新要件を設けるかどうか

- ・日本語教師の質の維持の観点から、有効期限を設けることが望ましい。
- ・有効期限を過ぎると失効するものでなく、更新講習等を受ければ期間が延長されるようにしてはどうか。
- ・更新期間は教員免許に準じて10年程度が妥当ではないか。
- ・一定期間実務経験がない者や、実務経験が少ない者については、特に更新講習を必須としてはどうか。
- ・時代や施策の変化に対応できるように基本的な知識をアップデートしてもらうために更新講習を受ける必要がある。

### (6) 欠格事由

- ・他の資格同様に、欠格事由についても定めるべきではないか。
- ・教育関係の資格の一般的な欠格事由を参考としてはどうか。

### 3. 試験の内容

#### (1) 試験が備えるべき要件

- ・「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）」で示された「必須の教育内容」に基づくものとするのが適当である。
- ・日本語教師の養成段階で求められる基礎的な内容に限定すべきではないか。

#### (2) 試験の実施方法・体制

- ・受験機会を確保するため、受験回数、受験地域について検討が必要ではないか。
- ・オンライン受験の実施についても検討してはどうか
- ・資格要件となる試験であることから、実施機関を一つに定め、不正等がないよう、また安定的な管理運営が可能となるよう要件を設けることが必要ではないか。

### 4. 試験の受験資格

- ・誰でも受験できるとしてよいのではないか。
- ・大学在学中に受験・合格した場合、卒業と同時に資格登録できればよいのではないか。